

国有林の地域別の森林計画書

(湖北森林計画区)

[変更]

計画期間 { 自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月 31日 }
(平成30年12月21日変更)

近畿中国森林管理局

ま え が き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、次のとおり変更します。

(変更理由)

適切な森林の整備・保全のため、治山事業に関する計画量を変更する。

この用紙は間伐材を活用しています。

湖北森林計画区の位置図



| 凡 例 | |
|---------|-----|
| 府 県 界 | ——— |
| 森林計画界 | ——— |
| 市 町 村 界 | ——— |



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

| | | | | |
|-------|-----------|---|-----|-------|
| 計 画 課 | 課 | 長 | 里 見 | 昌 記 |
| | 流域管理指導官 | | 元 山 | 英 樹 |
| | 課 長 補 佐 | | 伊 藤 | 公 夫 |
| | 計 画 調 整 官 | | 高 井 | 和 巳 |
| | 経 営 計 画 官 | | 佐 藤 | 清 治 郎 |

2 樹立に従事した期間

自 平成30年 4月 1日

至 平成30年12月31日

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| II 計画事項 | 1 |
| 第5 計画量等 | 1 |
| 5 保安林整備及び治山事業に関する計画 | 1 |
| (3) 実施すべき治山事業の数量 | 1 |

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

| 森林の所在 | | 治山事業施工地区数 | 前半5ヵ年の計画 | 主な工種 | 備考 |
|-------|------------|-----------|----------|-------|---------|
| 市町村 | 区域 | | | | |
| 高島市 | 525 526 | 2 | 2 | 本数調整伐 | 25.05ha |
| 計 | | 2 | 2 | | |